σ_o　材料の最小引張強さ（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）で、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

（表略）

K　水圧力を加えた三個のセクションの破壊が曲げ応力によることが明らかである場合には一・五、その他の場合には一・〇とする。

σ_t　水圧力を加えた三個のセクションに対応する三個の試験片（日本産業規格Z二二四一（金属材料引張試験方法）に定める八号試験片の八Bによる。）の引張強さの平均値（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）

3　（略）

第二十三条の二　前条の規定にかかわらず、特定規格適合小型ボイラーは、最高使用圧力の一・三倍の圧力（その値が〇・二メガパスカル未満のときは、〇・二メガパスカル）により水圧試験を行って異状のないものでなければならない。

2　特定規格適合小型ボイラーのうち、最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーについては、前条及び前項の規定にかかわらず、最高使用圧力に〇・一メガパスカルを加えた圧力（その値が〇・二メガパスカル未満のときは、〇・二メガパスカル）により水圧試験を行って異状のないものでなければならない。

3　前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定規格適合小型ボイラーの部分は、それぞれ当該各号に掲げる圧力により水圧試験を行って異状のないものでなければならない。この場合において、第一号の水圧試験は、穴あけするものにあっては、穴あけ前に行うものとし、かつ、当該水圧試験圧力が前項に規定する圧力より小さい場合には、同項に規定する圧力によるものとする。

一　水管ボイラーの溶接部品　最高使用圧力の一・三倍の圧力

二　鋳鉄品の部分　最高使用圧力の二倍の圧力

4　前項第一号の水圧試験は、特定規格適合小型ボイラーの組立て後、溶接部について放射線検査又は超音波探傷試験が実施でき、かつ、当該溶接部の補修が可能である場合には、省略することができる。

（安全弁等）

第二十四条　（略）

2　安全弁は、容易に検査できる位置に、ボイラー本体に直接取り付け、かつ、弁軸を鉛直になければならない。

3　（略）

（圧力計）

第二十六条　（略）

2　圧力計は、指示値を確実に確認できるものとし、当該圧力計が示すことができる最大指示値は、当該圧力計が取り付けられているボイラーの最高圧力の一・五倍以上三倍以下の圧力でなければならない。

3　（略）

4　圧力計は、停電の場合においても有効に機能するものでなければならない。

（水高計等）

第二十七条　（略）

2　水高計の最大指示値は、当該温水ボイラーの最高圧力の一・五倍以上三倍以下の水頭圧でなければならない。

3・4　（略）

σ_o　材料の最小引張強さ（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）で、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

（表略）

K　水圧力を加えた三個のセクションの破壊が曲げ応力によることが明らかである場合には一・五、その他の場合には一・〇とする。

σ_t　水圧力を加えた三個のセクションに対応する三個の試験片（日本工業規格Z二二〇一（金属材料引張試験片）に定める八号試験片の八Bによる。）の引張強さの平均値（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）

3　（略）

（新設）

（安全弁等）

第二十四条　（略）

2　安全弁は、容易に検査できる位置に、ボイラー本体に直接取り付け、かつ、弁軸を垂直になければならない。

3　（略）

（圧力計）

第二十六条　（略）

2　圧力計の目盛盤の直径は、六十ミリメートル以上とし、目盛盤の最大指度は、当該圧力計が取り付けられているボイラーの最高圧力の一・五倍以上三倍以下の圧力を示すものでなければならない。

3　（略）

（新設）

（水高計等）

第二十七条　（略）

2　水高計の目盛盤の最大指度は、当該温水ボイラーの最高圧力の一・五倍以上三倍以下の水頭圧を示すものでなければならない。

3・4　（略）